

# 富山県立大学国際交流委員会規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

## (設置)

第 1 条 富山県立大学（以下「本学」という。）に国際交流委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 本学の国際交流の基本方針に関すること。
- (2) 外国の大学等との学術交流のあり方等に関すること。
- (3) その他国際交流に関すること。

## (組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 工学部の各学科及び教養教育センターが選出した委員各 1 人
- (3) 看護学部が選出した委員
- (4) 事務局長
- (5) その他学長が必要と認める者

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

## (委員長等)

第 5 条 委員会に委員長を置き、学長が委員のうちから指名する。

2 委員会に副委員長を置き、学長が委員のうちから指名する。

## (運営)

第 6 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議は、非公開とする。
- 5 委員会の会議に係る審議資料及び会議の記録は、公開しない。ただし、審議資料については、委員会の議決により公開することができる。

## (委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、そ

の意見を聞くことができる。

(小委員会)

第8条 委員会は、具体的な事項を検討する必要があるときは、委員会の委員で構成する小委員会を置くことができる。

2 前項の小委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。